

厳罰化 司法の姿勢示す

△解説△無謀運転の犠牲となり一家5人が死傷した2015年の砂川市の事故で、自動車運転処罰法違反（危険運転致死傷）などの罪に問われた古味竜一被告の上告を棄却した最高裁決は、一、二審と同様「暗黙の共謀」による共同正犯の成立を認め、悪質な交通事故犯への抑止力を強める判断となつた。

共謀を認めなければ古味被告が刑事责任を負うのは過失による死者1人の事故となり、量刑は懲役7年程度と見込まれた。弁護側は上告審で、仲間の男と信号無視を申し合わせるなど「明示的な意思の連絡」がなければ共謀は成立しないと主張したが、最高裁第2小法廷は当時の走行状況など外形的な事実から認定できるとした一、二審判決を是認した。

この判断手法に交通事故に詳しい弁護士らから「慎重さを欠く」と懸念も出たが、立証のハーダルを上げすぎれば、「過失」で済まされない重大事故を厳罰化するため立法化された危険運転致死傷罪の適用に、各地の裁判所が萎縮しかねない。

最高裁が危険運転の共同正犯の成立を巡り理由を判示したのは過去に例がないとみられる。法廷を開かず決定で上告を棄却する場合は憲法違反などの上告理由がないことを示すにとどめるのが通例だが、職権であえて判断を明記したことで、悪質運転に厳しく臨む司法の姿勢を示したと言え。

（西依一憲）